

1. 本市内において生産されたものであること。
2. 本市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3. 本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ること。
 - イ) 食肉の熟成又は玄米の精白：群馬県内において生産された原材料に限る
 - ロ) 製品の企画立案等当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程：製造業者により、当該製品の価値の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの。
4. 本市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5. 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品であることが明白なものであること。
6. 1～5 に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が価格全体の7割以上を占めるものであること。
7. 本市内において提供されるサービスその他これに準ずるものであって、当該サービスの主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
 - 7の2. 本市内に所在する宿泊施設であって、群馬県内においてのみ宿泊施設の運営を行うものが運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、群馬県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く）における宿泊の提供に係るサービスであること。
 - 7の3. 本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係るサービスであって7の2に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ) 当該サービスの調達に要する費用が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの
 - ロ) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規程する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して1年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
- 7の4. 本市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8. 次のいずれかに該当する返礼品であること。
 - イ) 本市が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村内において1～7の4のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの。

ロ) 群馬県が本市を含む群馬県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村内において 1~7 の 4 のいずれかに該当するものを群馬県及び本市を含む複数自治体の共通返礼品とするもの。

ハ) 群馬県が本市を含む群馬県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品とするもの。

9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた 1~8 のいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合において、当該返礼品を代替するものとして提供するものであること。